

起案用紙（委員会記録用）

（1号）

議 長	委員長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	合 議	文書取扱主任
起 案 日	令和8年7月8日			処理区分	☐ 重要 ☐ 至急 ☐ 例規 ☐ 公示 ☐ 議案 ☐ 秘		
決 裁 日	令和8年7月9日			保 存	☐ 永 ☒ 10 ☐ 5 ☐ 3 ☐ 1 ☐ 即廃		
登録番号	8四議第208号			公 開		非公開理由	
分類番号	04-02-02			☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開 ☐ 時限非公開（ 公開）		四万十市情報公開条例第9条に該当 （ ）	
簿冊番号	04 - 04						
委員会名	産 業 建 設 常 任 委 員 会			会議年月日	令和8年6月26日（金）		
				会議時間	10時00分 ～ 10時15分		
出席委員	委 員 長 川 村 真 生						
	副 委 員 長 山 下 幸 子						
	委 員 宮 崎 努						
	委 員 山 崎 司						
	委 員 川 渕 誠 司			欠席委員	垣内 孝文		
その他	委 員 外 議 員 寺 尾 真 吾						
執行部出席者	西土佐総合支所長兼 地域企画課長 佐 川 徳 和						
	西土佐総合支所地域 企画課地域振興係長 永 田 佳 久						
事務局	事務局長 岡 村 む つ み						
	主 監 原 憲 一						
記 録							
令和8年6月定例会で付託された議案1件の審査のため、委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。垣内委員、病気治療のため欠席。

●まず、付託を受けた「第7号議案 四万十市ふれあいの館設置条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：佐川地域企画課長】

四万十市ふれあいの館設置条例の別表にある利用料金の上限額の改正をするもの。理由としては、昨今の物価高騰人件費の上昇等により宿泊業界においても、施設の利用料が上昇しているが、四万十市ふれあいの館星羅四万十については、令和元年度に消費税率変更に伴い利用料金の上限を上げてからその後の物価上昇に対して対応ができておらず、この間の消費者物価指数でいうと令和2年から令和8年度の間に13%程度値上がりをしており、それに対応すべく、利用料限度額の見直しを行うもの。改正の内容としては議案関係参考資料にある改正前後の別表のとおりであり、おおむね上限額を10%程度上げている。

【質疑：宮崎委員】

条例自体に条件の記載がないが、部屋の使用料だけか。

【答弁：佐川地域企画課長】

この利用料というのはいわゆる素泊まり料金のこと。

【質疑：宮崎委員】

条例の中に消費税の表記がない。上限利用料金なので税込なのか税抜なのかは、ある程度明記したほうがいいのではないかと。

【答弁：佐川地域企画課長】

この利用料金等においては、いつの消費税改正のときだったか、時期は記憶にないが、いろいろな利用料金について市で定めたものを全て税込に統一をしているという経過がある。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、その他の案件に移り、まず管内視察について協議を行った。

－小休－

－正会－

管内視察は、令和8年7月22日の14時から、まず渡川緑地でかわまちづくり計画の現状と今後の構想について、次に幡多公設地方卸売市場で施設内の貸付け箇所の現状確認を行うことに決した。

●続いて、管外視察及び次回の委員会の日程について協議を行った。

－小休－

－正会－

管外視察については、東大阪市の布施商店街まちごとホテルの取組をひとつの候補として、8月の常任委員会時に委員の意見も聞いてあらためて検討することとする。8月の委員会は8月3日の10時から開催することにした。

－小休－

－正会－

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。